

# お知らせ

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

### ①【後期高齢者医療制度】新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

**対象** 75歳以上の方または一定の障がいがあると大阪府後期高齢者医療広域連合から認定された65歳以上の方

### ○新しい被保険者証(制度改正により今年度は7月と9月に対象者全員へ2回送付します)

令和4年度の後期高齢者医療被保険者証(水色・令和4年9月末有効期限)を7月上旬から中旬にかけて送付します。

10月の制度改正で、住民税課税所得が28万円以上で一定以上の所得の方は、現役並み所得者(3割負担)を除き自己負担割合が10月から2割となりますので、9月に改めて新しい被保険証(黄色・令和5年7月末有効期限)を送付します。2割負担になる方には、負担を抑える配慮措置があります。詳しくは同封のお知らせをご覧ください。

### ○保険料決定通知書

令和4年度後期高齢者保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

保険料は年金からお支払いいただくこと(特別徴収)が原則ですが、特別徴収の対象とならない方は、口座振替や納付書でお支払いいただきます。詳しくは決定通知書をご確認ください。

### ②【国民健康保険】国民健康保険高齢受給者証を更新します

**対象** 大阪府国民健康保険にご加入の70～74歳の方

新しい高齢受給者証を7月下旬に送付します。自己負担割合が3割の方で令和3年中の収入金額が一定の要件にあてはまる場合、申請により、申請された月の翌月から2割に変更することができます。詳しくは同封のお知らせやしおりをご覧ください。

### ③【国民健康保険・後期高齢者医療制度】限度額適用認定証の更新(有効期限7月31日まで)

《国民健康保険加入中の方》  
更新をご希望の方は、8月以降に手続きが必要です。

窓口が非常に混み合いますので、8月中旬以降のお手続きをおすすめします。

### 《後期高齢者医療制度の方》

令和3年度分を6月末までに受け取られている方の状況を確認し、対象の方へ認定証を7月中旬以降に送付します。

**問合せ** 窓口サービス課(保険年金 保険)  
6階61番窓口 ☎6659-9956

## 国民年金保険料の免除・納付猶予申請を受け付けます

国民年金保険料の申請免除の「年度」は7月から翌年6月までです。令和4年7月分からの免除・納付猶予の申請は、7月1日(金)から受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

なお、免除・納付猶予は申請時点から2年1か月前までの期間、さかのぼって申請していただくことが可能です。

**問合せ** 窓口サービス課(保険年金 保険)  
6階61番窓口 ☎6659-9956

## 介護保険料決定通知書および介護保険負担割合証を送付します

### ●介護保険料決定通知書

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

### ●介護保険負担割合証

要介護・要支援認定を受けている方および総合事業の事業対象者の方全員に、令和4年8月から令和5年7月までの期間に介護サービス等を利用したときの自己負担割合(1～3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

**問合せ** 保健福祉課(介護保険)  
5階51番窓口 ☎6659-9859

## 固定資産税・都市計画税(第2期分)の納期限は、8月1日(月)です

納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

### 問合せ

- 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)  
あべの市税事務所固定資産税(土地・家屋)担当  
☎4396-2957(土地)・2958(家屋)
- 固定資産税(償却資産)  
船場法人市税事務所固定資産税(償却資産)グループ  
☎4705-2941
- 口座振替・自動払込  
船場法人市税事務所収納管理グループ  
☎4705-2931

## 公害(日照権、電波障害を除く)等に関する苦情の相談に応じています

西成区内の公害(日照権、電波障害を除く)等でお困りの方は、こちらにご相談ください。

- 環境局南西部環境保全監視グループ  
住之江区浜口東3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 ☎4301-7248 ☎6675-7079
- 環境局環境保全対策グループ  
住之江区南港北2-1-10 ATCビル O's棟南館5階  
☎6615-7923 ☎6615-7949

受付時間 9:00～17:30  
(土・日・祝日、年末年始を除く)

**問合せ** 環境局環境管理課(環境規制)  
☎6615-7977

## 高等学校等への進学向け奨学金等制度説明会を開催します

各種奨学金制度の情報提供および就学支援金等に関する説明会・相談会です。

- 主催** 大阪市教育委員会
- 対象** 中学校3年生の生徒および保護者等
- 日時** 7月27日(水) 14:00～15:00
- 場所** 区民センター 会議室2-1
- 申込み** 電話・FAX等で7月15日(金)までにお申し込みください。
- 申込先** 教育委員会事務局 学校運営支援センター  
**問合せ** ☎6115-7641 ☎6115-8170  
Eメール ua0018@city.osaka.lg.jp

## 詐欺の電話に注意!! 通話録音機を貸し出します

無料

近年、高齢者を狙った特殊詐欺の被害が増加しています。被害を防止するために、自動で通話を録音する機能や発信者に通話を録音していることを知らせる警告メッセージ機能付き特殊詐欺被害防止用機器を無料で貸し出します。

### 対象

- 65歳以上の方のみの世帯
- 日中、65歳以上の方のみになる世帯

**募集世帯** 30世帯(先着順)

**貸出期間** 貸出日から1年間

**募集期間** 7月15日(金)～

### 申込み

申込先に申請書を提出してください。詳しい内容や申込方法についてはホームページをご覧ください。詳しくは、区役所7階73番窓口までお越しください。

**申込先** 市民協働課 7階73番窓口  
**問合せ** ☎6659-9734



## こころの健康や医療に関する相談・教室を実施しています

### ●精神保健福祉相談

精神保健福祉相談員・保健師による

こころの健康相談

月～金曜日 9:00～17:30

精神科医師によるこころの健康相談 **予約制**

**まずは電話か来所にてお問い合わせください。**

### ●地域生活向上教室(月1回) **要事前申し込み**

**対象** 精神疾患(統合失調症等)のある方で、主治医の了解のある方

生活リズムを整え、対人関係のスキルを身につけることを目的にレクリエーション、SST(生活技能訓練)、ミーティング等を行っています。

### ●家族教室(月1回) **要事前申し込み**

**対象** 統合失調症で治療中の方のご家族  
病気を正しく理解し、ご本人への接し方を学び、同じ悩みを持つ家族が日々の不安や思いを話す場となっています。

### ●酒害教室 第2・4金曜日 14:00～16:00

**対象** アルコール依存症の回復途上の方や家族のアルコール問題で悩んでいる方

アルコール依存症についての正しい知識を学び、断酒への動機づけやアルコール依存症からの回復を図ることを目的に実施しています。

**問合せ** 保健福祉課(地域保健活動)  
2階22番窓口 ☎6659-9968

## 予防接種はお済みですか？

市立の小学校に通学する小学校3・4年生の方に日本脳炎予防接種、小学校6年生の方にDT(ジフテリア・破傷風)予防接種の予診票等をお配りしています。私立小学校に通学している方や、日本脳炎予防接種の特例措置に該当される方は、予診票をお渡ししますので、母子手帳をお持ちのうえ問合せ窓口までお越しください。

### 《日本脳炎2期》

- 9歳以上13歳未満(標準的な接種年齢は9歳)

### 《日本脳炎特例措置》

- 平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで、1期の接種が終了できなかった方は13歳未満まで接種できます。
- 平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、1期と2期の接種を終了できなかった方は20歳未満まで接種できます。

### 《DT(ジフテリア・破傷風)2期》

- 11歳以上13歳未満(標準的な接種年齢は11歳)

**問合せ** 保健福祉課(地域保健)  
2階21番窓口 ☎6659-9882